

三監告示第 3 号

財政援助団体監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づいて行った財政援助団体監査について、同条第 9 項の規定に基づき監査の結果を次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 28 日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 熊 倉 均

記

第 1	監査の概要	「平成 29 年度 財政援助団体監査結果報告書（鳥獣被害防止対策協議会事業(事務)補助金ほか 1 事業)」の とおり
第 2	財政援助団体の概要	同 上
第 3	監査の結果	同 上
第 4	ま と め	同 上

平成29年度 財政援助団体監査報告書
(鳥獣被害防止対策協議会事業(事務)補助金ほか1事業)

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金等を交付している団体等に対し、その補助金等が目的に沿い適正かつ効率的に執行されているか、また、その補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に監査するものである。

2 監査の対象

対象事業*	対象団体	所管課
鳥獣被害防止対策協議会事業(事務)補助金	三条市鳥獣被害防止対策協議会	経済部 農林課
古民家運営事業補助金	株式会社DEN ORIENTAL RELATIONS	経済部 営業戦略室

※H28年度及びH29年度の当該補助事業の執行状況の監査

3 監査期間 平成29年12月18日から平成30年3月28日まで

4 監査実施委員 大久保 秀 男
捧 厚 雄
熊 倉 均

5 監査の方法

監査の対象に示した財政援助団体及び当該補助金を所管する課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

6 監査の着眼点

(1) 所管課関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
 カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
 キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

第2 財政援助団体の概要

1 三条市鳥獣被害防止対策協議会

(1) 対象事業 鳥獣被害防止対策協議会事業(事務)補助金

三条市鳥獣被害防止対策協議会が取り組む鳥獣被害防止対策事業に平成28年度は2,620千円を補助金として交付し、平成29年度は2,690千円の補助金交付の決定を行っている。

表1 団体の概要

団体名及び代表者	三条市鳥獣被害防止対策協議会 会長 熊倉 直信
所在地	三条市旭町二丁目3番1号
設立年月日	平成22年7月6日
基本財産額	—
設立目的	野生鳥獣による農林水産物被害が年々拡大し、生産意欲の減退等、被害地域や農林水産業者にとって深刻な課題となっていることから、関係機関、団体等との連携強化を図りながら、効果的な被害防止対策を構築し、農林水産物等の被害の軽減を図り、中山間地域の農林水産物の維持発展に寄与することを目的とする。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気柵設置による侵入防止 実施対象：サル等による農作物被害が発生している圃場 実施期間：6月～11月 2 緩衝地帯整備による侵入防止 実施対象：サル等による農作物被害が発生している集落 整備内容：雑木刈払い及びスギ等の伐採、維持管理 3 ラジオテレメトリーによるサルの生息状況調査 調査対象：三条市内に生息しているニホンザルの個体群 調査方法：サルに発信器を付け、個体群の位置や数を把握 4 ICT獣害対策システムによる被害防止 実施対象：サル等による農作物被害が発生している集落 実施地区：北五百川、中浦 実施期間：5月～12月 5 鳥獣監視員の設置 設置人数：2人（ただし、平成29年10月から8人体制） 設置期間：6～12月 業務内容：巡回による鳥獣の監視、ラジオテレメトリー調査等
組織	会 員：30人 役 員：会長1人、副会長2人、監事1人 事務局：事務局長1人、事務局職員1人（経済部農林課）

表2 収支状況

(収入)

(単位：円)

項目	平成28年度			平成29年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
市補助金	2,620,000	2,620,000	0	2,690,000
鳥獣被害防止総合対策 推進交付金	4,422,000	3,947,000	△ 475,000	4,489,000
合計	7,042,000	6,567,000	△ 475,000	7,179,000

(支出)

(単位：円)

項目	平成28年度			平成29年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
鳥獣監視員人件費等	2,920,000	2,559,283	△ 360,717	2,885,000
捕獲活動役務費	300,000	371,000	71,000	200,000
燃料費	144,000	170,552	26,552	150,000
緩衝地帯整備役務費	672,000	409,080	△ 262,920	410,000
電気柵購入費	2,812,320	2,700,000	△ 112,320	3,262,000
通信費(獣感知等センサー)	120,000	88,020	△ 31,980	153,360
研修会・会議開催費	30,000	7,384	△ 22,616	15,000
事務雑費	43,680	50,271	6,591	23,640
サル用発信機購入費	0	119,880	119,880	—
追払い用火火購入費	0	57,780	57,780	80,000
のぼり購入費	0	33,750	33,750	—
合計	7,042,000	6,567,000	△ 475,000	7,179,000

(収入) 6,567,000 - (支出) 6,567,000 = 0

(2) 補助対象経費の状況

平成28年度に市が補助金を交付した2,620千円は、補助対象経費に充当され、その内訳は表3のとおりである。また、平成29年度交付決定額2,690千円に対する補助対象予定経費は、表4のとおりである。

表3 補助対象経費の状況

(単位：円)

区 分	平成28年度			
	予算額	決算額		
		合 計	補助対象 経 費	補助対象外 経 費
鳥獣監視員人件費等	2,920,000	2,559,283	2,559,283	0
捕獲活動役務費	300,000	371,000	371,000	0
燃料費	144,000	170,552	170,552	0
緩衝地帯整備役務費	672,000	409,080	409,080	0
電気柵購入費	2,812,320	2,700,000	2,700,000	0
通信費(獣感知等センサー)	120,000	88,020	88,020	0
研修会・会議開催費	30,000	7,384	7,384	0
事務雑費	43,680	50,271	50,271	0
サル用発信機購入費	0	119,880	119,880	0
追払い用火火購入費	0	57,780	57,780	0
のぼり購入費	0	33,750	33,750	0
合 計	7,042,000	6,567,000	6,567,000	0

表4 補助対象予定経費の状況

(単位：円)

区 分	平成29年度予算額		
	合 計	補助対象 予定経費	補助対象外 予 定 経 費
鳥獣監視員人件費等	2,885,000	2,885,000	0
捕獲活動役務費	200,000	200,000	0
燃料費	150,000	150,000	0
緩衝地帯整備役務費	410,000	410,000	0
電気柵購入費	3,262,000	3,262,000	0
通信費(獣感知等センサー)	153,360	153,360	0
研修会・会議開催費	15,000	15,000	0
事務雑費	23,640	23,640	0
追払い用火火購入費	80,000	80,000	0
合 計	7,179,000	7,179,000	0

2 株式会社DEN ORIENTAL RELATIONS

(1) 対象事業 古民家運営事業補助金

株式会社DEN ORIENTAL RELATIONSが取り組む古民家運営事業に平成28年度は3,000千円を補助金として交付し、平成29年度は2,000千円の補助金交付の決定を行っている。

表1 団体の概要

団体名及び代表者	株式会社DEN ORIENTAL RELATIONS 代表取締役 田邊 裕之
所在地	新潟市中央区水道町1-5939-33
設立年月日	平成25年5月21日
基本財産額	40,000,000円
設立目的	次の事業（下欄に記載の事業）を営むことを目的とする。
事業内容	1 企業経営に関するコンサルタント業 2 ホテル、旅館等宿泊施設の経営、運営及びオペレーション業務 3 飲食店、娯楽施設、入浴施設、スポーツ施設等の経営、運営及びオペレーション業務 4 建設事業に関するコンサルタント業務 5 デューデリジェンス業務 6 プロパティマネジメント業務 7 マーケティングに関する調査、企画及び立案 8 人材派遣業 9 旅行業、旅行代理店業 10 損害保険代理店業 11 生命保険募集に関する代理店業の経営 12 結婚式場の運営 13 前各号に附帯する一切の業務
組織	・代表取締役1人 ・正社員9人、契約社員1人、パート2人 ・アルバイト1人、他1人

表2 収支状況
(収入)

(単位：円)

項目	平成28年度			平成29年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
補助金	3,000,000	3,000,000	0	2,000,000
管理事業収入	700,000	749,980	49,980	980,000
企画事業収入	100,000	17,000	△ 83,000	20,000
事業者負担	—	261,702	261,702	0
合計	3,800,000	4,028,682	228,682	3,000,000

(支出)

(単位：円)

項目	平成28年度			平成29年度
	予算額	決算額	決算－予算	予算額
人件費	910,000	2,006,400	1,096,400	1,280,000
広告宣伝費	200,000	170,640	△ 29,360	100,000
印刷製本費	100,000	46,440	△ 53,560	30,000
保険料	300,000	305,680	5,680	300,000
消耗品費	1,000,000	500,760	△ 499,240	500,000
通信運搬費	80,000	82,568	2,568	100,000
燃料費	10,000	9,100	△ 900	10,000
光熱水費	210,000	201,171	△ 8,829	200,000
手数料	20,000	13,219	△ 6,781	10,000
委託料	100,000	94,340	△ 5,660	100,000
備品購入費	500,000	237,675	△ 262,325	250,000
公課費	20,000	20,000	0	20,000
修繕費	250,000	245,002	△ 4,998	100,000
車両経費	100,000	95,687	△ 4,313	0
合計	3,800,000	4,028,682	228,682	3,000,000

(収入) 4,028,682 － (支出) 4,028,682 ＝ 0

(2) 補助対象経費の状況

平成28年度に市が補助金を交付した3,000千円は、補助対象経費に充当され、その内訳は表3のとおりである。また、平成29年度交付決定額2,000千円に対する補助対象予定経費は、表4のとおりである。

表3 補助対象経費の状況

(単位：円)

区 分	平成28年度			
	予算額	決算額		
		合 計	補助対象 経 費	補助対象外 経 費
人件費	910,000	2,006,400	2,006,400	0
広告宣伝費	200,000	170,640	170,640	0
印刷製本費	100,000	46,440	46,440	0
保険料	300,000	305,680	305,680	0
消耗品費	1,000,000	500,760	500,760	0
通信運搬費	80,000	82,568	82,568	0
燃料費	10,000	9,100	9,100	0
光熱水費	210,000	201,171	201,171	0
手数料	20,000	13,219	13,219	0
委託料	100,000	94,340	94,340	0
備品購入費	500,000	237,675	237,675	0
公課費	20,000	20,000	20,000	0
修繕費	250,000	245,002	245,002	0
車両経費	100,000	95,687	95,687	0
合 計	3,800,000	4,028,682	4,028,682	0

表4 補助対象予定経費の状況

(単位：円)

区 分	平成29年度予算額		
	合 計	補助対象 予定経費	補助対象外 予定経費
人件費	1,280,000	1,280,000	0
広告宣伝費	100,000	100,000	0
印刷製本費	30,000	30,000	0
保険料	360,000	360,000	0
消耗品費	470,000	470,000	0
通信運搬費	100,000	100,000	0
燃料費	10,000	10,000	0
光熱水費	200,000	200,000	0
手数料	10,000	10,000	0
委託料	100,000	100,000	0
備品購入費	220,000	220,000	0
公課費	20,000	20,000	0
修繕費	100,000	100,000	0
車両経費	0	0	0
合 計	3,000,000	3,000,000	0

第3 監査の結果

監査の結果、おおむね適正であると認められるが、一部改善又は検討を要する事項が見受けられたので、団体別及び着眼点別に記述する。

1 鳥獣被害防止対策協議会事業(事務)補助金

(1) 所管課関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

三条市補助金等交付規則に準じているが、補助金交付要綱等を制定していない。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

補助金の交付目的は、中山間地域における有害鳥獣による農作物被害を軽減するため、組織的な対応や被害防止対策、地域住民の協力体制を構築し、抜本的対策を講ずることであり、補助対象事業は鳥獣監視員の設置、電気柵の設置及び緩衝地帯の整備による有害鳥獣の侵入防止、サルの子息状況調査等であり、公益上の必要性は十分である。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

補助金交付決定通知書に必要事項が明確に記載されている。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

適正である。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。適切に行われているか。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

所管課が補助金交付団体の事務局を担っており、指導監督は適切に行われている。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

公益性及び事業効果が認められることから、統合及び廃止等の見直しをする必要はない。

(2) 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

適正である。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。適切に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

適正に実施されている。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

領収書等の保管において一部不適切な事務処理があった。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

平成29年度補助金経理において、鳥獣監視員の給与の支払日数と勤務日数が相違していたため、チェック機能を強化する必要がある。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

所管課に補助金交付団体の事務局があり会計事務を担っているが、通帳管理者、印鑑管理者、取扱者が同一人であり管理上不適切である。通帳と印鑑はそれぞれ別人が管理することが望ましい。また、印鑑等については、金庫等施錠される場所に保管することが望ましい。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

補助金の収支は、実績報告書により適正と認められ、返還金はなかった。

2 株式会社DEN ORIENTAL RELATIONS

(1) 所管課関係

ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。

三条市補助金等交付規則に準じているが、補助金交付要綱等を制定していない。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

補助金の交付目的は、ただ郷の魅力ある大自然や地域の生活文化を通じて「田舎暮らし」を体験してもらうため、古民家を活用し、移住促進を図ると共に、農産物をはじめとする地域資源を活用した地域の活力向上である。補助対象事業は、古民家を活用した移住体験施設の運営としており、公益上の必要性は十分である。

ウ 補助金に関する条件の内容は明確か。

補助金交付決定通知書に必要事項が明確に記載されている。

エ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

適正である。

オ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。適切に行われている。

カ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

領収書の保管及び経理簿等に不適切な事務処理が見受けられたため、適切な指導監督の必要がある。

キ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

公益性及び事業効果が認められることから、統合及び廃止等の見直しをする必要はない。

(2) 対象団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

適正である。

イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

適切に行われている。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施されているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

適正に行われている。

エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

経理簿等が整備されておらず、領収書等の保管も一部不適切であった。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

仕様書で定める監査報告書の提出がなく、一部不適正であった。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

確立されている。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

補助金の収支は、実績報告書により適正と認められ、返還金はなかった。

第4 まとめ

今回、監査の対象とした補助事業については、おおむね適正に処理されていたが、一部において改善を要する事項が見受けられた。

鳥獣被害防止対策協議会事業(事務)補助金においては、対象団体が行う鳥獣監視員による巡回監視、電気柵の設置や緩衝地帯の整備、ICTを活用した効率的な被害防止対策の実施等で農作物被害量の軽減が図られている。一方、鳥獣監視員の給与の支給誤りや会計処理体制の不備が見受けられるため、チェック機能の強化や会計処理体制の見直しが必要である。

古民家運営事業補助金においては、対象団体の広報活動により施設の認知度が上がり、利用人数及びリピーターも増加している。一方、経理簿等の不備、領収書の一部紛失、監査報告の不提出等があり、改善が必要である。また、貸出施設の運営であるため基本協定書及び仕様書を作成し締結しているが、一部で不備や不適切な事項が見受けられるため、再検討が必要である。

なお、いずれの補助金も補助金交付要綱等を整備しておらず、補助対象経費等が明確になっていない。補助金の透明性、公平性を図る上でも補助金交付要綱等を制定すべきと考える。

以上のことから、所管課においては、改善を要する部分について速やかに検討をするとともに、対象団体に対する指導・助言を含め、適切な事務事業の執行に努められたい。

また、対象団体においては、対象事業の遂行のため御尽力いただいていることに敬意を表するとともに、一層の中山間地域の農林水産業の維持発展、地域活力の向上に向けて取組を推進されることを期待するものである。